

市の職員数・給与などを公表します

市の職員数・給与などの概要についてお知らせします。

これは、市の「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市民の皆さまに職員の任用や勤務条件を公表するものです。

職員の任免および職員数に関する状況

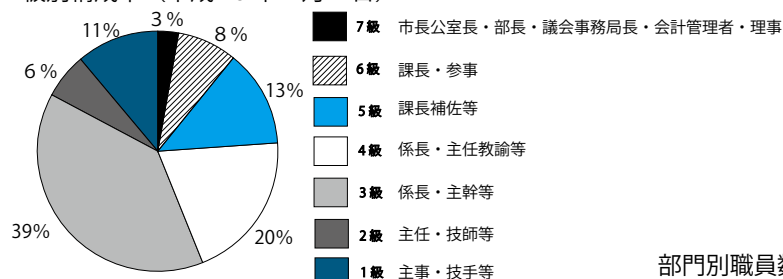
採用者数（平成 28 年 4 月 1 日）単位：人 退職者数（平成 28 年 3 月 31 日）単位：人

区分	試験採用	選考採用	再任用	計
一般行政職	11	0	2	13
技能労務職	0	0	0	0
計	11	0	2	13

区分	定年	勸奨	その他	再任用	計
一般行政職	13	1	3	1	18
技能労務職	3	0	1	0	4
計	16	1	4	1	22

※再任用には短時間勤務職員を含んでいません。

級別構成率（平成 28 年 4 月 1 日）



分限および懲戒処分の状況（平成 27 年度）単位：人

処分の種類		件数
分限処分	降任	0
	免職	0
	休職	9
懲戒処分	戒告	0
	減給	0
	停職	0
	免職	0

部門別職員数の推移（各年 4 月 1 日）単位：人

区分	H27	H28	増減数
一般行政部門	250	245	△ 5
教育部門	67	64	△ 3
公営企業等	36	35	△ 1
総合計	353	344	△ 9

年齢別職員数の状況（平成 28 年 4 月 1 日）単位：人

区分	10代	20代	30代	40代	50代	60代	計
男性	1	16	48	81	75	2	223
女性	1	20	23	28	49	0	121
計	2	36	71	109	124	2	344

職員の給与の状況

平均給料月額および平均年齢（平成 28 年 4 月 1 日）

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	3 2 6, 8 0 0 円	44.9 歳
技能労務職	3 2 6, 6 0 0 円	53.4 歳

初任給の状況（平成 28 年 4 月 1 日）

大学卒	1 7 6, 7 0 0 円
短大卒	1 5 7, 3 0 0 円
高校卒	1 4 4, 6 0 0 円

経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 28 年 4 月 1 日）

経験年数	10～15 年未満	15～20 年未満	20～25 年未満
一般行政職	大学卒 2 8 1, 6 0 0 円	3 1 1, 2 0 0 円	3 4 8, 4 0 0 円
	短大卒 —	3 0 2, 6 0 0 円	3 3 1, 8 0 0 円
	高校卒 2 7 8, 0 0 0 円	2 9 4, 0 0 0 円	3 1 0, 1 0 0 円



特別職の報酬等の状況（平成 28 年 4 月 1 日）

区分	給料月額	期末手当	区分	報酬月額	期末手当
給料	市長 5 4 2, 5 0 0 円	6 月期 1.50 月	報酬	議長 3 1 5, 0 0 0 円	6 月期 1.60 月
	副市長 5 9 8, 0 0 0 円	12 月期 1.65 月		副議長 2 6 5, 0 0 0 円	12 月期 1.75 月
	教育長 5 4 6, 0 0 0 円	計 3.15 月		議員 2 4 9, 0 0 0 円	計 3.35 月

※市長は給料の 30%を減額しています。

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間（平成 28 年 4 月 1 日）

区 分	状 況
正規の勤務時間	1 週間あたり 38 時間 45 分
開始・終了時間	開始 8 : 30 終了 17 : 15
休憩時間	12 : 00 ～ 13 : 00

職員研修の状況（平成 27 年度）単位：人

研修区分	受講人数
基本研修	61
専門研修	33
自主研修	368
計	462

行方市に定住する方を応援します!

行方市定住応援助成金

…申請は登記後 90 日以内です。

内 容 定住を目的に、本市内に新たに土地・住宅を取得して居住を始められる方に対して、予算の範囲内で助成金を交付する制度です。なお、来年度は制度の見直しを行うため、この内容での助成は、平成 29 年 3 月 31 日までに登記した物件になります。

※ここでいう「土地」は、本人またはその家族が所有し、現に居住している宅地（一画地や道路を挟んだ宅地なども含む。）は除きます。

- 助成金額**
- ①住宅等取得助成として、土地・住宅の取得価格の 1 %（上限 20 万円）
 - ②子育て助成として、子ども 1 人につき 5 万円（16 歳未満の子）
 - ③Uターン、Iターン助成として、1 世帯につき 5 万円（Uターンの場合は条件あり）

- 対象要件**
- 助成金の交付申請時点で、定住する世帯に満 20 歳以上満 45 歳以下の夫婦が含まれていること。
 - 世帯に本市の市税または税外収入金を滞納している者がいないこと。

※その他詳しい要件についてはお問い合わせください。

【問い合わせ】政策秘書課 まちづくりグループ（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811



「全国一斉!法務局休日相談所」開設のお知らせ

水戸地方法務局総務課

☎ 029 (227) 9911

登記、供託、戸籍・国籍、人権擁護などの法務局の取り扱う業務全般について、法務局職員、司法書士、土地家屋調査士、公証人および人権擁護委員が相談に応じます。秘密は固く守ります。

■日 時

10月2日(日) 午前10時～午後4時
(受付は午後3時まで) ※要予約

■場 所

水戸地方法務局(水戸市三の丸1-1・42 駿優教育会館)

■料 金

■相談内容

土地の境界争い、相続・贈与・売買などの登記手続き、抵当権の抹消手続き、地代家賃の供託手続き、戸籍の届け出方法、成年後見制度、夫婦・親子など家庭内の問題、近隣とのトラブル、セクハラ、子どものいじめ、DV問題など



「未来につなぐ相続登記」講演会のお知らせ

水戸地方法務局総務課

☎ 029 (227) 9911

相続登記の申請をせずに放置していることにより、いろいろなトラブルが発生しています。山林や田畑が、ご先祖様の名義のままになっていませんか。次代につなぎ、未来につなぐ相続登記をしませんか。

相続の専門家が講演会を実施します。

■公証人講演会

10月2日(日) 午前10時～午前11時
講師 茨城公証人会公証人
演題 「相続と遺言」

■司法書士講演会

10月2日(日) 午後1時～午後2時
講師 茨城司法書士会司法書士
演題 「未来につなぐ相続登記」

■参加費

■定 員

30人 ※事前予約・定員になり次第締切

■場 所

水戸地方法務局(水戸市三の丸1-1・42 駿優教育会館)

■予約・問い合わせ

水戸地方法務局総務課
☎ 029・227・9911

イノシシ注意情報!!



平成 27 年度は 153 頭捕獲。 平成 28 年度は 10 頭捕獲。

現在、市内でイノシシの目撃、農作物被害が多発しています。

行方市鳥獣被害対策協議会では、地元猟友会の協力により、イノシシやカラス等の有害鳥獣捕獲を行っています。今年は、すでに 10 頭のイノシシが捕獲されています。

捕獲には、わなを使います。わなが仕掛けられている付近には標識が付けられていますので、危険ですから絶対に近づかないでください。

8月17日時点で、麻生地区（新原・青沼付近）3件・北浦地区（山田・繁昌・小貫付近）15件・玉造地区（井上・西連寺・谷島・里内宿付近）7件の目撃情報があります。

目撃情報は捕獲の大きな手助けとなります。目撃や農作物被害があった場合にはすぐにご連絡ください。イノシシは臆病な動物なので、何もしない限り、突然おそってくることはありません。見かけても、刺激を与えず、興奮させないでその場から離れてください。

イノシシの生態

イノシシは昼夜を問わず、なんでもよく食べる雑食性です。畑等に収穫の残りが置いてあるとイノシシの格好の餌場となり、呼び寄せてしまいますので絶対に止めましょう。行動範囲は大体2〜3kmくらいで、時期によって広がりを見せます。イノシシは本来警戒心が強く、臆病で注意深く、あまり人前に姿を現しません。その反面、一旦慣れてしまうと大胆不敵になります。見かけても、刺激を与えず、興奮させないでその場から離れてください。



平成 28 年度サツマイモ被害の様子

【連絡先】 行方市鳥獣被害対策協議会（農林水産課内）

☎ 0291-35-2111 内線 241・242

いばらき就職支援センター

出張相談

いばらき就職支援センター鹿行地区
就職支援センター

☎ 0291 (34) 2061

いばらき就職支援センターでは、県内を中心とした求人情報の提供および職業紹介や転職に役立つ就活セミナーを開催しています。

また、出張相談も実施していますので、ぜひご利用ください。

■出張相談会場

▼麻生公民館 第一会議室（麻生1221）

毎月第3金曜日

午前10時〜午後3時

▼玉造公民館 相談室（玉造乙1179）

毎月第4金曜日

午前10時〜午後3時

※祝祭日、年末年始の相談は行いません。

■問い合わせ

いばらき就職支援センター鹿行地区就職支援センター（鉾田合同庁舎内）

☎ 0291-34-2061

FAX 0291-34-2062

出店者募集のお知らせ

一般財団法人 行方市開発公社

☎ 0299 (55) 3927

霞ヶ浦ふれあいランド内にある飲食店の出店者を募集します。

■貸付施設所在

茨城県行方市玉造甲1451-1

■使用形態

本施設は、飲食店として利用するための施設です。

■申込方法

9月10日（土）までに一般財団法人行方市開発公社までご連絡ください。

■問い合わせ

一般財団法人 行方市開発公社

〒311-3512

行方市玉造甲1234（霞ヶ浦ふれあいランド内）

あいランド内）

☎ 0299-55-3927

FAX 0299-55-3926

臨時福祉給付金および障害・遺族基礎年金受給者向け給付金 (年金生活者等支援臨時福祉給付金) が支給されます

平成 26 年 4 月から消費税率が 8 %へ引き上げられたことに伴い、所得の少ない方々への影響を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」が支給されます。また、賃金引上げの恩恵が及びにくい年金受給者へ、平成 28 年度臨時福祉給付金の対象者のうち、障害基礎年金や遺族基礎年金等を受給されている方を対象に「障害・遺族年金受給者向け給付金」を支給します。

■支給対象者

▶臨時福祉給付金

基準日（平成 28 年 1 月 1 日）において行方市に住民登録がされている方で、平成 28 年度分市民税（均等割）が課税されない方。ただし、ご自身を扶養している方が課税されている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。

▶障害・遺族基礎年金受給者向け給付金

「臨時福祉給付金」の対象者で障害基礎年金や遺族基礎年金等を受給されている方（「高齢者向け給付金」の支給を受けた方は除きます。）

■給付額

▶臨時福祉給付金 支給対象者 1 人につき 3,000 円

▶障害・遺族基礎年金受給者向け給付金 支給対象者 1 人につき 30,000 円

（「臨時福祉給付金」とあわせて受け取ることができます）

■申請方法等

①申請書発送

8 月下旬に給付対象となる可能性のある方に申請関係書類をお送りしています。同封の案内文書をよくお読みいただき、申請手続きをしてください。

②申請方法

「臨時福祉給付金および年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け）申請書（請求書）」をご記入の上、添付書類を添えて、同封の返信用封筒を使用して返信または申請窓口を開設しますので、直接申請にお越しください。

③申請期間および申請場所

▶郵送申請 9 月 30 日（金）消印有効

▶直接申請 9 月 1 日（木）～9 月 14 日（水）（平日のみ）3 庁舎玄関ロビー

9 月 15 日（木）～9 月 30 日（金）（平日のみ）税務課（麻生庁舎）・総合窓口室（北浦庁舎）・社会福祉課（玉造庁舎）

10 月 3 日（月）～12 月 28 日（水）（平日のみ）社会福祉課（玉造庁舎）のみ

④その他 市で審査後、ご指定の口座に振り込みします。

【問い合わせ】社会福祉課（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111

国民年金からのお知らせ 納付猶予制度の50歳未満への拡大について

平成28年7月1日から、30歳未満を対象とした若年者納付猶予制度の対象年齢が拡大され、50歳未満を対象とした納付猶予制度となります。

ただし、平成28年6月以前の期間は、引き続き30歳未満であった期間が納付猶予制度の対象となります。所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、納付猶予制度の他にも、免除制度等もあります。

また、日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方（※）の財産を差し押さえることがあります。

※納付義務者とは被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主です。

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成28年4月分から平成29年3月分までの国民年金保険料は、月額16,260円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。

また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

【問い合わせ】水戸南年金事務所 ☎ 029-227-3251
国保年金課（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111

シリーズ 国民健康保険

柔道整復師（整骨院・接骨院） にかかるときにはご注意を

整骨院や接骨院で柔道整復師の施術を受けるときに、健康保険が使える症状は限定されています。ご注意ください。

○健康保険が適用される場合

- ・外傷性の打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど）・骨折・脱臼
- ※骨折・脱臼については、緊急の場合を除き医師の同意が必要です。

○次のような場合は健康保険が適用されません（全額自己負担となります）

- ・内科的要因によるもの
- ・単なる肩こり、筋肉疲労
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・改善の見られない長期の施術
- ・他の保健医療機関にて同一負傷で治療中のもの
- ・工作中や通勤途中に起きた負傷（※労災保険の対象となります）

○整骨院・接骨院にかかるときの注意点

- ・「療養費支給申請書」に署名する際には、申請書に記載された負傷名・負傷原因・施術回数・金額に間違いがないかよく確認しましょう。
- ・長期に施術を受けてもなかなか症状が改善しない場合は、内科的要因が関わっている可能性もありますので、医師の診断を受けましょう。

【問い合わせ】国保年金課（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111

税金のお知らせ

不動産公売の案内

今月の税金

○固定資産税 第3期
○国民健康保険税 第3期
納付期限（口座振替日）は
9月30日です。

差押不動産の入札による公売を実施します。買受を希望する方は、下記の内容をよくご確認の上、入札してください。また、詳細は、市役所各庁舎にある「公売広報」や市ホームページでご覧いただけます。

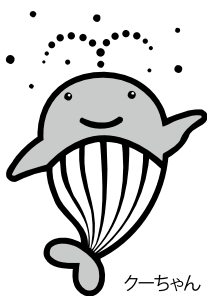
■公売日時 9月29日（木）
■受付 午後0時50分 入札説明 午後1時
■入札開始 午後1時20分 入札終了 午後2時
■場所 麻生保健センター（麻生庁舎敷地内）
■執行機関 行方市

■公売対象不動産

売却区分	所在	地番	地目	地積（㎡）	見積金額（円）	公売保証金（円）
16-1	小高字源次郎谷 小高字源次郎谷	1525 番 1526 番	田 田	773 2896	495,000	50,000
16-2	小貫字香取谷	682 番	田	2035	245,000	25,000
16-5	芹沢字榎本	1919 番 7	畑	793	190,000	20,000

- 農地法の許可を必要とする農地（田・畑）の公売参加には、行方市農業委員会の発行する『買受適格証明書』の提出が必要となります。証明書の交付申請の手続等については、事前に行方市農業委員会事務局（北浦庁舎1階 電話 0291-35-2111）へお問い合わせの上、証明書発行等を受けてください。
- 公売には、原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、買受人の制限（国税徴収法第92条）、公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第108条）等、買受人となることができない方は参加できません。
- 市では、買受人への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、物件の引渡の義務を負いません。物件内の動産類やごみの撤去、占有者の立ち退きなどは、すべて買受人自身で行っていただきます。また、隣地との境界は買受人と隣地所有者で協議してください。
- 公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を収納対策課でご確認ください。

問い合わせ 収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811



オータムジャンボ5億円

1等・前後賞合わせて

9月26日月発売!

公益財団法人茨城県市町村振興協会

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

発売期間 9/26日～10/14日

抽せん日 10/21日

支払開始日 10/26日

1枚 300円

★宝くじは、ぜひ茨城県内でご購入願います。